

保育園は乳幼児が集団で長時間生活をともにする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちひとりひとりが快適に生活できるよう、厚生労働省による感染症対策ガイドラインに基づき、下記の感染症についての登園許可証提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、お子様の健康回復状態が集団生活可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した次の日から5日を経過し、かつ解熱した次の日から3日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染のおそれなくなつてから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し全身状態が良好であること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		主な症状がほとんど消失し、医師が登園しても差し支えないと判断したとき
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳がおさまっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱、潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく食事が取れること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	医師が登園して差し支えないと判断したとき
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と症状消失後1週間	主な症状がほとんど消失し、医師が登園して差し支えないと判断したとき
ヘルパンギーナ	急性期の数日間	医師が登園して差し支えないと判断したとき
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
突発性発疹		解熱し機嫌がよく、全身状態がよいこと
ヘルペス口内炎	水疱を形成している間	医師が登園して差し支えないと判断し、食事ができるようになったとき
とびひ（伝染性膿痂疹）	効果的治療を開始後24時間まで	他人への感染の恐れがないと医師が認めたとき
流行性角結膜炎（はやり目）	発症後2週間	結膜炎の症状が消失してから

この用紙はコピーしてお使い下さい。尚、ホームページからもダウンロードできます。

必要な際は、担任にお申し出下さい。

平成25年 改訂

----- 切り取り線 -----

登園許可証

年 月 日

烏山保育園 園長 殿

診察の結果、 年 月 日 より、
保育園での集団生活に差し支えないものと判断いたしますので、
登園を許可します。

園児名 : _____

病名 : _____

医療機関名:

医師名:

印

（お医者様へ）

お手数ですが、保育園生活で注意することがありましたら、ご指導くださいますよう宜しくお願いいたします。

（基本的には職員による園児への投薬は行っておりません）